

ソフトバンク  
広告掲載ガイドライン

令和3年4月1日 Ver. 1.30

## 目次

### 第1章 原則

- ・広告掲載について..... P. 4

### 第2章 取扱い不可サービス・商品

- ・取扱い不可サービス・商品について..... P. 6

### 第3章 共通掲載基準

- ・広告主について..... P. 7
- ・原稿について..... P. 7
- ・LP およびリンク先について
  - (1) ページ遷移..... P. 7
  - (2) 会社情報・問合せ先..... P. 7
  - (3) 個人情報の取り扱い..... P. 7
  - (4) 特定商取引法に関する表記..... P. 7
  - (5) 商品・サービスの説明..... P. 7
  - (6) サービス申込方法..... P. 8
- ・原稿 リンク先共通
  - (1) 消費税..... P. 8
  - (2) 「SoftBank」に関する表記..... P. 8
  - (3) 有価証券の価値表記..... P. 8
  - (4) テルリンクの設置について..... P. 8
  - (5) 「完全」表記..... P. 8
  - (6) 「無料」表記..... P. 9
  - (7) 景表法について..... P. 9
  - (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律について..... P. 10
  - (9) 機能性表示食品について..... P. 10

### 第4章 業種別掲載基準

- 1. 金融..... P. 11
- 2. 医療..... P. 12
- 3. 美容..... P. 13
- 4. ギャンブル..... P. 14
- 5. 通信販売..... P. 15
- 6. 成人向けサービス..... P. 16
- 7. デジタルコンテンツ..... P. 17

8 . 求人.....	P. 18
9 . 教育関連.....	P. 18
10. 政治・宗教.....	P. 19
11. その他業種・サービス.....	P. 19

※別紙

電子書籍・コミックサイトにおける広告掲載基準.....	P. 20
-----------------------------	-------

## 第1章 原則

1. 当社は、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（以下「JIAA」といいます）の会員社として、JIAAが定める「行動ターゲティング広告ガイドライン」（以下「JIAAガイドライン」といいます）を遵守します。
2. 広告掲載について、以下の点を規範とし判断させていただきます。
  - (1) 社会の信頼にこたえ、ユーザーに利益をもたらすものであること。
  - (2) 公明正大にして、真実であること。
  - (3) 関係諸法規に違反していないものであること。
  - (4) 公序良俗に反していないものであること。
3. 広告掲載について、以下の通り対応させていただきます。
  - (1) お申込頂く広告についての掲載可否決定権は、弊社に属します。
  - (2) 掲載を承認もしくは拒否した広告について弊社はその理由を説明する義務を負いません。
  - (3) 広告内容およびリンク先サイト内の全ての情報、商品およびサービスに関するすべての責任は広告主様でございます。
  - (4) 媒体のイメージやユーザーの属性等を考慮し、広告表現を変更して頂くことがございます。
  - (5) 本ガイドラインに個別記載がない項目につきましても掲載できない場合がございます。
  - (6) 掲載可否判断には、状況によってはお時間がかかる場合がございます。予めご了承ください。
  - (7) 掲載基準に反する事実が判明した場合は直ちに広告掲載を停止し、申込内容に応じた金額を請求致します。また、当該広告により弊社が被った損害の賠償を請求致します。
  - (8) 本内容は、予告なく変更される場合がございます。予めご了承ください。
  - (9) 広告を掲載することにより生じた結果などにつきましては、弊社では責任を負いかねますので予めご了承ください。
4. 広告掲載について、以下の各項目に該当する類の広告は掲載いたしません。
  - (1) 日本国の法令（関連省庁のガイドライン、通達等を含む）および関連する外国法令に抵触するもの、またそのおそれのあるもの
  - (2) 医療、医薬品、化粧品、健康食品において、効能、効果、性能等を関係省庁が承認する範囲を逸脱するもの
  - (3) 金融商品取引法に準拠した本人確認、購入意向確認がなされていない金融商品ネット販売サービス
  - (4) 許可・認可を要する業種で、許可・認可を取得していない企業の広告
  - (5) 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を肯定、美化したもの
  - (6) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるもの
  - (7) 卑猥、わいせつ、その他性に関する表現が露骨で風紀上好ましくないもの
  - (8) 風紀を乱したり、犯罪を誘発したりするおそれがあるもの
  - (9) 未成年者に対する配慮に著しく欠けるもの
  - (10) 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの

- (1 1) 非科学的、または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- (1 2) 投機、射幸心を著しく煽る表現のもの
- (1 3) 広告の主体および広告の目的が不明または曖昧なもの
- (1 4) 権利関係・取引の実態が不明確なもの
- (1 5) 料金、利用条件がわかりやすく正しく表示されていないもの
- (1 6) 取得する個人情報の利用目的が明記されておらず、また規定する通りの運用がなされていないもの
- (1 7) 虚偽表現、誇大表現、または表現が不正確で誤認させるおそれがあるもの
- (1 8) 個人広告や個人的売名を目的としたもの
- (1 9) 第三者の権利（著作権、商標権等の知的財産権、名誉、プライバシー、肖像権など）を侵害するもの
- (1 0) 第三者を誹謗、中傷しているもの
- (2 1) 基本的人権を侵害したり、差別を助長するおそれのあるもの
- (2 2) 第三者に対して、不法または不当に不利益を与えるもの
- (2 3) 信用毀損、業務妨害となるおそれがある表現のもの
- (2 4) ソフトバンクおよび関連会社の社会的評価を低下させると思われるもの
- (2 5) 事実と反して、ソフトバンクおよび関連会社が広告主を支持、またはその商品やサービス、意見等を推奨、あるいは提携、保証しているかのような表現のもの
- (2 6) ソフトバンクまたはその関連会社の基幹事業との競合サービス
- (2 7) 弊社取扱商品が賞品として掲載されているもの
- (2 8) 価格表示については、『消費税法』で定められた表示を遵守していないもの
- (2 9) その他、ソフトバンクが不相当と判断するもの

## 第2章 取扱い不可サービス・商品

下記サービス・商品について誠に恐れ入りますがご掲載いただくことができませんので予めご了承ください。

### 1. 医療関連

- (1) 美容整形
- (2) レーシック治療
- (3) 高度医療機器の販売
- (4) 身体機能検査キット(人の身体機能にかかわる検査で、検体を郵送などで検査センターなどに返送して行うもの等)
- (5) 性行為補助剤、器具、精力剤、避妊薬、薬物検査を免れるための薬剤等
- (6) 医薬品の景品、サンプル提供
- (7) 処方箋を必要とする医薬品および要指導医薬品の通販
- (8) 未承認医薬品の取り扱い

### 2. 成人向けサービス

- (1) 風俗店、風俗店情報サービスなど、アダルト要素の強いサービスを扱った業態
- (2) 出会い系サイト、ツーショットチャットなど、出会いの要素を含む業態

### 3. ユーザートラブルの恐れのあるビジネス

- (1) ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法、モニター商法、内職商法等のビジネス、または類する業態

### 4. 法律事務所

- (1) 弁護士、司法書士など

### 5. 探偵業

- (1) 探偵事務所、興信所など

### 6. 自己啓発関連サービス

- (1) 能力開発関連商品(ヒアリング、リスニング、ビジュアル等)

### 7. 通信関係

- (1) 通信事業者、携帯販売業

### 8. その他

- (1) ポータルサイト
- (2) 葬儀などのご不幸ごと
- (3) 高額商品を扱うサービス
- (4) B to B サービス
- (5) 地域が限定されたサービス(但し、セグメント可能メニューを除く)
- (6) 懸賞サイト、サービス
- (7) 訪問買取

### 第3章 共通掲載基準

以下の点を規範とし判断させていただきます。

#### 1. 広告主について

・下記5点を事前に確認させていただきます。

(1) 企業名 (2) 代表者名 (3) 所在地 (4) 資本金 (5) 風評

#### 2. 原稿について

・広告主、商品名もしくはサービス名など、広告に関する責任の所在が明記されていること。

・原稿で訴求された商品・サービスがLPで確認できること。

・メール件名について「重要」「必読」等、ユーザーに誤認を与える恐れのある表現が使用されていないこと。

・iPhone (iPad) 及び iPhone (iPad) と思われる筐体の画像は使用されていないこと。

#### 3. LPおよびリンク先について

##### (1) ページ遷移

・正常にページに遷移出来ること。

・フィーチャーフォンメニューの場合、LPが最適化されていること。

・スマートフォンメニューの場合、原則LPが最適化されていること。

##### (2) 企業名・問い合わせ先

・LPもしくは、LP2階層目のわかりやすい位置に記載あるいはリンクを設置していること。

##### (3) 個人情報の取り扱い

・ユーザーから個人情報を取得する場合、LPや申し込みページ等、ユーザーが確認しやすい箇所にプライバシーポリシーを記載していること。

・広告主(申込者)は当社の広告を経由して獲得したソフトバンクユーザー(顧客)に対して、申込者が独自で行うその後のマーケティング活動の中で、そのユーザー(顧客)の呼称・宛先名称として「ソフトバンク」や「ソフトバンク」等の社名や、属性、広告名をユーザーに紐づけて利用する事を禁止します。

##### (4) 特定商取引法に関する表記

・通信販売、特定継続役務に関するサイトの場合、サイト内のわかりやすい箇所に特定商取引法に関する表記をしていること。

##### (5) 商品・サービスの説明

・商品購入、または申し込みをさせることを目的とした商品・サービスの説明を行う場合は、その詳細を明記されていること。

(6) サービス申込方法

- ・空メールを送信する仕組みではないこと。

4. 原稿 リンク先共通

(1) 消費税

- ・価格表示については、『消費税法』で定められた表示を遵守していること。

(2) 「SoftBank」に関する表記

- ・「SoftBank × ○○○(企業名)」「SoftBank 公式」等のように、ソフトバンクおよび関連会社が広告主を支持、推奨、あるいは提携、保証しているかのような表現が使用されていないこと。
- ・弊社社名が表記されている場合、正式な表記であること。  
可例) ソフトバンク、SoftBank  
不可例) SOFTBANK、softbank、Softbank など
- ・SoftBank を想起させる画像、イラストなどが使用されていないこと。

(3) 有価証券の価値表記

- ・ユーザーに現金と誤認を与える可能性のある表現を使用していないこと。  
不可例「ギフト券1万円プレゼント!」  
可例 「ギフト券1万円分プレゼント!」

(4) テルリンクの設置について

- ・テルリンクを設置する場合、通話料は無料であること。

(5) 「完全」表記

- ・「完全」を保証する表現は使用不可。

(6) 「無料」表記

- ・「完全無料」およびそれに準じた表現が使用されていないこと。
- ・リンク先は訴求内容に合わせたサイト内容であること。
- ・原稿内で通信費(パケット代)は別途発生する旨の表記があること。
- ・リンク先サイトでコンテンツをダウンロードする部分に隣接して、パケット料金も無料であると誤認を招くおそれのある「無料」表記が使用されていないこと。
- ・何が無料であるか、内容が明記されていること。
- ・無料体験版について、無料体験版を使用する際の制限(期間・回数等)がリンク先にわかりやすく表記されていること。



- ・広告クリエイティブについて、サイト内のサービス利用が無料で、会員登録や個人情報の登録等が必要な場合は、無料となる対象物・サービス及び対象数が表記されていること。

※「登録で」(または「会員登録で」「登録制」)等、登録作業が発生する旨の表記を推奨

- ・広告クリエイティブについて、サイト内のサービス利用が有料で、会員登録や個人情報の登録等が必要な場合は、下記3つの条件が全て満たされていること。

- (1) 「登録で」「会員登録で」「会員限定で」「登録制」等の条件が記載されていること
- (2) 「無料コンテンツが存在する」旨が記載されていること
- (3) 無料となる対象物・サービス及び対象数が表記されていること

※訴求するサービス名及びサイト名に「取り放題」「無料」等同等表現がある場合も本項目を適用。

#### (7) 景品表示法について

- ・最上級・比較表現について、「No. 1」「最高」「日本一」「世界一」等の最上級表現、および他社との比較表現が記載されている場合、原稿またはLPの分かりやすい箇所に第三者機関による根拠・出典が併記されていること。
- ・不当表示について、商品・サービスが実際よりも著しく優良であると誤認させるおそれのある表示や、著しく安い、もしくは有利な取引であると誤認させる恐れのある表示が記載されていないこと。
- ・公正競争規約について、業界独自の公正取引協議会がある場合、その規約が遵守されていること。
- ・その他、景品表示法で定められた表現の範囲を逸脱していないこと。

#### (8) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」について

- ・化粧品や医薬品、健康食品、健康雑貨等について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規制に準じた表示がされていること。
- ・効果効能について「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で定められた表現の範囲を逸脱していないこと。

《参照》

東京都福祉保健局 医薬品等の広告規制について（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/index.html>

#### (9) 機能性表示食品について

- ・消費者庁のHP内、「機能性表示食品一覧」に記載されていること。  
(届出中、届出予定の場合は、機能性表示食品としての表現は不可)
- ・消費者庁への届出時に記載している「摂取をする上での注意事項」、「届出番号」、「届け出た効果効果も必須」がLPに記載されていること。

## 第4章 業種別掲載基準

各業種について以下の点を規範とし判断させていただきます。

なお、以下に定めている内容に準拠されている場合であっても、弊社の判断により掲載をお断りすることがございます。

### 1. 金融

#### 1. 銀行

- ・金融庁から免許・登録を受けている企業であること。

#### 2. 信用金庫

- ・信用金庫連合会免許を取得している企業であること。

#### 3. 消費者金融・クレジットカード(ローン訴求)

- ・日本貸金業協会の加盟企業であること。
- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
  - (1) 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号
  - (2) 貸付けの利率
  - (3) 返済の方式並びに返済期間及び返済回数
  - (4) 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項
  - (5) 貸付けの利率表示(年率を百分率で少なくとも小数点以下1位まで表示)
  - (6) 個人情報取り扱いについて(LPにリンク設置が必須)
  - (7) リスクの明記
- ・リンク先に以下の表記がないこと。
  - (1) 携帯電話番号の表示
  - (2) 他の貸金業者の利用者や返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明
  - (3) 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者の借入意欲をそそるような表示又は説明
  - (4) 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明
  - (5) 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

#### 4. クレジットカード(ローン訴求以外)

- ・社団法人日本クレジット協会の会員もしくは準会員企業であること。

#### 5. 証券/投資

- ・下記のいずれかを満たしている企業であること。
  - (1) 日本証券業協会加盟
  - (2) 第一種金融商品取引業者に登録されている

- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
  - (1) サービスを利用するにあたり発生するリスクに関する説明
  - (2) 手数料に関する説明
  - (3) 金融商品取引法に基づく表記必須(金融商品取引業者である旨、および登録番号)
  - (4) 個人情報取り扱いについて(LPにリンク設置が必須)
- ・リンク先に以下の表記がないこと。
  - (1) 射幸心をあおる表現
  - (2) 利益の見込みについて、著しく事実に相違する表示や著しく誤認させるような表示

## 6. 保険

- ・下記のいずれかを満たしている企業であること。
  - (1) 損害保険契約者保護機構加盟
  - (2) 生命保険契約者保護機構加盟
  - (3) 日本少額短期保険協会加盟
- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
  - (1) 個人情報取り扱いについて(LPにリンク設置が必須)
  - (2) 少額短期保険に関する説明とデメリットに関する注意喚起(少額短期保険取扱いの場合)

## 7. 仮想通貨

- ・下記のいずれも満たしている企業であること。
  - (1) 仮想通貨交換業者登録されていること
  - (2) 運営取引所に開設していること
- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
  - (1) 金融庁への登録番号
  - (2) 取り扱う仮想通貨の概要(LPにリンク設置が必須)
  - (3) リスクの明記
  - (4) 手数料に関する説明(LPにリンク設置が必須)
  - (5) 販売・買取価格の記載(金額が変動する旨)
  - (6) 支払(決済)方法および支払時期・支払期限(LPにリンク設置が必須)
  - (7) 問合せフォームの設置(LPにリンク設置が必須)
  - (8) 個人情報取り扱いについて(LPにリンク設置が必須)
- ・リンク先に以下の表記がないこと。
  - (1) 利益の見込みについて、著しく事実に相違する表示や著しく誤認させるような表示
  - (2) 射幸心をあおる表現
  - (3) 19歳以下への訴求

## 2. 医療

### 1. 医療機関

- ・医療法における広告規制を遵守していること。
  - ・下記を明示していること。
    - (1) 名称 (2) 所在地 (3) 連絡先 (4) 診療科目
    - (5) 専門科目 (6) 学位または称号、経歴
- ※医療機関が老人ホームを兼ねている場合もこれに準じる  
※獣医師もこれに準じる

### 2. あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう業

- ・あはき法における広告規制を遵守していること。
- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
  - (1) 術所の名称、住所、電話番号、施術者氏名
  - (2) 業務の種類、施術日、施術時間など、その他厚生労働大臣が指定する事項
- ・リンク先に施術者の技能、経歴、施術方法について等の表記がないこと。

### 3. 老人ホーム

- ・社団法人全国有料老人ホーム協会の会員企業であること。

### 4. コンタクトレンズ

- ・下記のいずれかを満たしている企業であること。
  - (1) コンタクトレンズメーカーである
  - (2) 日本コンタクトレンズ協会加盟
- ・日本コンタクトレンズ協会のコンタクトレンズ広告自主基準に準拠していること。
- ・サイト上で購入・サンプル請求を受け付ける場合、下記条件を満たしていること。
  - (1) 通販業種の基準に準拠している
  - (2) 購入するには事前に医師の診断が必要である旨が表記されている
  - (3) 各都道府県から高度管理医療機器の販売許可を得ている旨が表記されている
- ・カラーコンタクトレンズは下記基準も満たしていること
  - (1) 度なし/度あり、虹彩付、虹彩なし問わず、日本国内における、医療機器としての承認されていること
  - (2) 購入において、LP 内にて「正しい使用法を守り、異常があれば眼科医の検診を受ける」旨の注意喚起がなされていること

### 3. 美容

#### 1. 毛髪に関する商品・サービス

- ・下記協会加盟企業もしくは、弊社掲載可能企業であること。
  - (1) 日本発毛促進協会
- ・リンク先で、コース内容/申込手順が分かりやすく説明されていること。
- ・植毛サービスを行っていないこと。

#### 2. エステ

- ・下記のいずれかを満たしている企業であること。
  - (1) 日本エステティック業協会加盟
  - (2) 日本エステティック協会の法人会員登録をしている
- ・リンク先で、コース内容/申込手順が分かりやすく説明されていること。
- ・「19歳以下の利用者に対して親権者の同意が必要」である旨が表記されていること。
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 刺青メイクサービスを行っている
  - (2) サイト上で本契約が完結するサイト(体験申込みなどは除く)
  - (3) 「永久脱毛」の表示
  - (4) 医療行為を伴うサービス
  - (5) 効能効果の保証表現
  - (6) LPが申込フォームのみでサービスの説明が十分に行われていない
  - (7) 使用前後の写真・イメージの使用

### 4. ギャンブル

#### 1. 公営ギャンブル(競馬、競輪、競艇、オートレース、toto、宝くじ)

- ・日本国内で運営されている公営ギャンブルの企業であること。
- ・法律上認められている公営賭博に関する主催者による告知広告であること。
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 都道府県知事又は指定都市によって行われていない宝くじ
  - (2) PAT 訴求
  - (3) ギャンブルに関する予想
  - (4) 馬券・投票権等の購入サービス
  - (5) 現金換金サービス
  - (6) 違法行為
  - (7) ネットカジノ
  - (8) 海外宝くじ販売の仲介
  - (9) 射幸心をあおる表現や直接購入につながるような表現及び、映像、画像

(10) ギャンブルを生活の手段に奨励するおそれのある表現

(11) 未成年に対する配慮が著しく欠けている表現

## 2. パチンコ/スロット

・アプリケーションサイト訴求(ゲーム訴求)であること。

・リンク先に以下の内容がないこと。

(1) ホール・実店舗への誘導。またその情報

(2) 実機(パチンコ・スロット台)訴求

(3) 未成年に対する配慮が著しく欠けている表現

## 3. 娯楽ゲーム(麻雀・カード等)

・ゲーム訴求であること。

・リンク先に以下の内容がないこと。

(1) 実店舗への誘導。またその情報

(2) 実機(卓など)、麻雀・賭け事系カードゲームに関連する物品の訴求

(3) 未成年に対する配慮が著しく欠けている表現

## 5. 通信販売

### 1. EC サイトおよびリサイクル・中古品販売業

・リンク先で以下の内容を確認できること。

(1) 特定商取引法に関する表記

(2) プライバシーポリシー

(3) クーリングオフ表記(返品方法の表記)

(4) 買い物手順表記

(5) 手数料・送料表記

(6) 18歳未満が購入する際の基準を明確化している

(7) 古物営業法の許可表記(リサイクル・中古品販売業の場合)

・リンク先に以下の内容がないこと。

(1) アダルト要素の強い商品

(2) 公序良俗に反する恐れのある商品

(3) 弊社と競合する他社の製品

(4) サービス運営者が法人でない場合

・医薬品の販売を行っているサイトの場合、厚生労働省の「一般用医薬品の販売サイト一覧」に登録されていること。

### 2. オークション(個人間取引)

・サービス運営者が法人であること。

- ・いわゆるペニーオークション形式でないこと。
- ・処方薬および要指導医薬品が販売されていないこと。
- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
  - (1) 取引代行のシステムがあるサイトである
  - (2) 保障制度に関する説明
  - (3) 特定商取引法に関する記載
  - (4) プライバシーポリシー表記
  - (5) オークションの使い方・手順表記
  - (6) 18歳以下は利用禁止である旨の記載
  - (7) オークション運営会社の責任(免責)に関する事項表記
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) アダルト要素の強い商品
  - (2) 公序良俗に反する恐れのある商品
  - (3) 弊社と競合する他社の製品
  - (4) 断定的な表現(利用者の落札を絶対保護するような表現)
  - (5) 利用者が購入、または入手する製品・サービスが利用者の期待と一致していることを保障するような表現
  - (6) 著作権、肖像権、信用など他人の権利を侵害するような商品、意思表示
  - (7) 法律で販売する権利のない、あるいは販売するために必要な許認可を受けていない商品を訴求、表現

### 3. クーポン共同購入

- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
  - (1) 利用手順表記
  - (2) 利用規約、プライバシーポリシー表記
  - (3) コメント投稿ルール表記(利用規約内)
  - (4) 運営会社の責任や免責に関する事項表記(利用規約内)

## 6. 成人向けサービス

### 1. 結婚情報サービス

- ・弊社掲載可能企業であること。
- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
  - (1) 全国規模でサービス展開している
  - (2) 18歳未満の方は入会不可である旨の記載
  - (3) 本人確認方法が明示されている
    - ※しかるべき書類の提出または面談等の実施が行われていること
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 国際結婚の斡旋
  - (2) ネット上で契約が完結する仕組み

### 2. SNS/コミュニティ/掲示板

- ・EMA モバイルコンテンツ審査・運用監視機構の認定サイトであること。
- ・SNS、コミュニティ、掲示板機能に関する訴求が行われていないこと。

### 3. グラビア、写真集、動画

- ・アダルト写真集、ヌード写真集は不可。
- ・「電子書籍・コミックサイトにおける広告掲載基準」(別紙)を満たしていること。

### 4. タバコ

- ・未成年者は喫煙禁止である旨の記載があること。
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 喫煙を誘発・促進する表現
  - (2) 未成年に対する配慮が著しく欠けている表現
  - (3) タバコ自体の販売・告知
  - (4) 喫煙マナー、マナー講座に関する内容以外

### 5. アルコール飲料

- ・「未成年者は飲酒禁止」である旨を表記があること。
- ・妊娠中・授乳期の方への飲酒に対しての注意喚起が明記されていること。
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 未成年の飲酒を推奨または連想するような表現
  - (2) 過度の飲酒につながる表現
  - (3) 飲酒運転につながる表現



## 7. デジタルコンテンツ

### 1. ゲーム・待ち受け・壁紙・デコレメールサイト

- ・「電子書籍・コミックサイトにおける広告掲載基準」(別紙)を満たしていること。
- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
  - (1) サービス対応機種表記(フィーチャーフォンメニューの場合のみ)
  - (2) SNS/コミュニティ機能を有する場合、「SNS/コミュニティ/掲示板」(別紙)の掲載条件に準じている
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 著作権・公序良俗に反するもの
  - (2) アダルト要素の強い商品・サービスの訴求

### 2. 占いサイト

- ・下記のいずれかを満たしていること。
  - (1) 公式 CP サイトであること
  - (2) iPhone 用アプリケーションが存在すること
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 占い師との直接コミュニケーションがとれるコンテンツ
  - (2) 電話占い
  - (3) 占い師の募集

### 3. 電子書籍・コミック

- ・「電子書籍・コミックサイトにおける広告掲載基準」(別紙)を満たしていること。
- ・iPhone 用アプリケーションが存在すること。

## 8. 求人

### 1. 就職・転職・アルバイト・派遣仲介サイト

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関わる業態でないこと。

### 2. 労働者・人材派遣

- ・リンク先に労働大臣の届出受理番号または届出許可番号が記載されていること。
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関わる業態
  - (2) 「高日給」など、日雇い労働を推奨・促進するような表現

## 9. 教育関連

### 1. 通信教育

- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
  - (1) リンク先で、料金体系/受講内容/申込手順/資料請求手順が分かりやすく説明されている
  - (2) 就職や収入が保証されるかのような表現が行われていないこと
  - (3) 特定商取引法(クーリングオフ)に基づく表記がなされていること
  - (4) プライバシーポリシー(個人情報保護方針)の表記
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 「厚生労働省指定会社」「教育訓練給付制度指定会社」等、厚生労働省が企業を指定していると誤認を与えるような表現

### 2. 大学、学校、専門学校(語学スクール、カルチャースクールなど)

- ・リンク先で、受講内容/申込手順/資料請求手順が分かりやすく説明されていること。  
(医療系専門学校の場合、項目「▽医療系専門学校」を確認すること)
- ・「厚生労働省指定会社」「教育訓練給付制度指定会社」等の厚生労働省が企業を指定していると誤認を与えるような表現がないこと

### 3. 医療系専門学校

- ・会社概要に相当する、学校法人名、住所、理事長氏名(もしくは代表者氏名)、連絡先が記載されていること。
- ・上記理事長(もしくは代表者)の経歴が記載されていること。
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 処方箋医薬品の販売・取り扱い
  - (2) 試薬、サンプリングの受け付け
  - (3) 国内販売を禁止されている医薬品

## 10. 政治・宗教

### 1. 宗教

- ・リンク先に以下の内容がないこと。
  - (1) 宗教団体などによる、布教を目的としたもの
  - (2) 開運、魔よけを標榜する商品・非科学的な商品、サービス

### 2. 政党、選挙広告

- ・選挙運動期間中（投票日前日まで）、選挙に対して行う運動のみ。
- ・公職選挙法に準拠した内容であること。

## 11. その他業種・サービス

### 1. 不動産

- ・海外不動産告知でないこと。

### 2. 旅行

- ・国土交通大臣または都道府県知事の登録を受けている旅行業者、旅行代理業者であること。
- ・全国旅行業協会あるいは日本旅行業協会の加盟企業であること。

### 3. 芸能・映画配給など

- ・年齢制限指定がないもの。
- ・公序良俗に反する恐れのある内容でないこと。

## 【別紙】

### 電子書籍・コミックサイトにおける広告掲載基準

#### 1. 原則基準

- (1) 性行為を連想させる、性的好奇心を煽る、犯罪行為を想起させる、児童保護への配慮に欠ける表現と弊社が判断したものに関しては修正依頼、もしくは掲載不可とさせていただきます。
- (2) 入稿受領後に広告主様側の都合でサイト内容の更新が発生する場合は、事前連絡を必須とし、更新後に本掲載基準に反する表現が発覚した場合は、即時修正をお願いいたします。対応状況によっては、掲載中止となる場合がございます。
- (3) 広告掲載中にユーザークレーム（もしくは、関係団体からの指摘等）があった場合は、内形により、即時修正・掲載中止、もしくは次回以降の掲載は不可となる場合がございます。
- (4) 本掲載基準は適宜、追加・改定することがございます。

#### 2. 不可項目

- (1) 画像の人物が着衣でない
  - ・全裸、もしくは半裸状態
  - ・下着のみの着衣状態
- (2) 画像の人物が着衣であるが卑猥な姿態である
  - ・着衣が下着か水着か判別がつかない
  - ・下着を露出している姿態
  - ・陰部、臀部、大腿部、胸部又は唇のみの画像
  - ・陰部、臀部、大腿部、又は胸部の画像で頭部を含まないもの
  - ・大腿部を開いた姿態
  - ・緊縛の姿態
  - ・性交又は性交を連想させる行為及び姿態
  - ・強姦、輪姦その他の陵辱行為又はこれを連想させる姿態
  - ・性交類似行為又はこれを連想させる姿態
  - ・変態性欲に基づく性行為又はこれを連想させる姿態
  - ・超ビキニなど露出の大きい水着を着用した姿態
  - ・露出の大きい衣服を着用した姿態
  - ・着衣が不自然に濡れている姿態
  - ・着衣の一部を故意に肌蹴させた姿態
  - ・脱衣する姿態
- (3) 性行為を連想させるように画像の人物が半眼/口を開けた表情/赤面/汗をかいている
- (4) 複数の人物が極度に接近していること
- (5) 吹き出し等による台詞の表示
- (6) 「×××」「○○○」「・・・」などの伏字
- (7) ハートマーク
- (8) 猥雑な印象を与える訴求タイトル名
- (9) 全体的に猥雑な印象を与える色合い

- (10) 暴力的、残虐・猟奇的で不快感を与える表現や法規範、社会規範に反する表現で適切を欠くと認められる表現
- (11) 児童保護（18歳未満）への配慮が不十分である
- (12) 猥雑な表現（性行為を連想させる、性的好奇心を煽る、犯罪行為を想起させる）